

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従いつつ、各種会議への出席等を通じて、取締役、監査役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、併せて監督官庁との意見交換の機会も通じて、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議、監査役会等の重要な会議において、決議事項の内容の前提となる事情や取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について受けた報告内容に関し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているものと認めます。

当期は、ロシアによるウクライナ侵攻や中東での紛争の継続や、米国の政権交代に伴う各種政策の急激な変更等も受けて、多様なリスクが高まったことを背景に、当社の事業運営においても、適時の保険金支払と増加する相談案件への対応が必要となる一方で、新規商品の展開、将来を想定した顧客サービスの向上等も求められる状況が続きました。他方で、中堅企業支援や企業のサステナビリティ対応支援など貿易保険の役割と裾野がさらに拡大しつつあることに対する経営判断が求められました。これらの点は事業報告に適切に開示されていると考えます。加えて、中期的な課題である集中リスク管理を含む統合的リスク管理の高度化、従業員の意向も広く取り入れた業務プロセスの最適化・効率化、人的基盤の充実、AI導入や次期システム構築を含めたシステム対応についても、当期に関して特に指摘すべき事項は生じていないと認めます。引受窓口での個々の対応によりコントロールを図ろうとするリスク管理手法については、全社的な理解の醸成とともに、顧客対応を担う職員の実務プロセスへの落とし込みもあわせて整備されるよう注視して参ります。

引き続き、時勢に応じて変転する企業の対外取引とそれに応じた国の政策を貿易保険という手段で支援、実現する企業として、限られた人数で幅広い守備範囲に応じることが求められるため、人的資源の維持・充実やシステム等のインフラ整備にはさらに継続的かつ計画的な対応が必要との課題は依然残されており、事業報告で示された成果や方向性には概ね問題はないものの、昨今の社会情勢を踏まえた更なる取組が求められるものと考えます。

なお、事業報告等で示された各種数値についても、適正に開示されていると認めます。保険金の支払額に関して、事業報告には過去3年間にわたる事象（ロシア・ウクライナおよび新型コロナウイルス関連）ごとの損失の報告および単年度の正味支払保険金の記載があり、当社の置かれた状況を正しく理解するのに適切な記述と評価します。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

当期は、監督指針の変更を受けた、適正な保険引受を確認するための自主点検が軌道に乗り、取締役や執行役員等による個別の業務執行の状況（業務モニタリング委員会等において報告される案件内容と対応状況等も含む）に関しても、不正等を疑わせる事象は生じていないと判断しております。貿易保険の在り方に関する懇談会（第3期）報告書の指摘事項も踏まえて当期における十全な検討を経て次期中期経営計画が策定され、組織体制も拡充されることを受け、各部署が保険引受規模の拡大だけに止まらない質的

なリスクの変化に即応すべき施策に対する経営判断の状況について、引き続き監査を続けてまいります。

- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

当期は、当社の内部統制基本方針に反する事情は認められず、取締役会や経営会議で採り上げられる案件とそれに対する取締役、執行役員その他の従業員の対応や内部監査室による監査結果等においても、具体的に内部統制システムを無効化するような状況は生じていないと考えます。業務プロセスの最適化・効率化の観点から、経営会議への付議事項等の見直しもなされましたが、さらに大小を問わず様々な社内意思決定について、承認要件の明確化や判断基準の整理を進めることでデスカレーションを可能とし、意思決定の迅速化と決裁手続負担の軽減の取組みが加速していくよう期待します。

当期は、株式会社化以降、フロント部門の内部監査が2巡目を終えることになりましたが、次期以降、内部監査の体制拡充と社内認識の向上を進め、リスクベースに基づく内部監査手法の高度化が実現されることを期待したいと思います。一方で足許では、1線が孤立している場合や1線の複数の部署の協力体制が密でない場合、改善すべき事項が見つかりにくかったり、改善の実践に際して調整の負荷が2線・3線に寄り業務負荷が集中するなど、効率性が損なわれている可能性があります。1線が協働する文化の形成を促しているかどうかについては、引き続き監査活動において留意してチェックをしたいと思います。海外拠点については、拠点のミッションや存在意義が曖昧なまま置かれてきたことによる活動の悩みが全海外拠点において共通に見受けられました。海外動向が激しく動いている現下の状況にも鑑み、当社の海外拠点戦略を見直す好機ととらえ、各拠点の位置づけ・指揮命令系統など、根本的な方針についての経営上の評価を行い、有効な内部統制システムを改めて構築することが望ましいと考えられます。

また依然としてシステム対応は途上にあり、BCP、人手不足に基づく問題など、将来に向けた諸課題が継続しておりますので、関連部署による対応を確認するとともに、内部監査室と定期的に連携し、業務モニタリング委員会等を通じて内部統制システムの運用状況を確認しつつ、統合的リスク管理体制の深化を図るべく監査に留意してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月30日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役

大井 麻理



社外監査役

松井 智予



社外監査役

武井 洋一

